平成２７年（フ）第２９号
埼玉県川越市砂新田１丁目11番地26
債務者　小川　智久
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３３号
埼玉県川越市大字古谷上3573番地２
債務者　清水　重廣
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３５号
埼玉県ふじみ野市西２丁目10―27　ＦＩＳ上福岡、住民票上の住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金822番地17
債務者　伊藤　高宏
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３９号
埼玉県所沢市大字牛沼29番地の５　メゾンアムールＣ―101
債務者　百瀬　孝枝
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０３４号
堺市中区八田北町10番地31　７棟101号、前住所堺市南区原山台５丁13番17号
債務者　小林　康親
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
堺市西区鳳中町７丁239番地９
債務者　脇山　直美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
堺市北区東浅香山町２丁248番地１　メゾン・ド・アサカ306号
債務者　秋山　　修
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37―408号
債務者　伊澤　和美
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
岡山県総社市西郡943番地３　メゾンドシフォン103
債務者　本多　伸吉
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１６７０号
福岡県春日市大谷１丁目63番地10
破産者　株式会社あいのわ
1　決定年月日　平成27年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８７８号
福岡市博多区祇園町２番８号リアン祇園ビル５Ｆ
破産者　株式会社悠学館教育システム
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３６５号
福岡市南区皿山１丁目１番10号みます店舗事務所２階
破産者　株式会社グローバルアイシィーティー
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７４１号
福岡市博多区博多駅南３丁目１―１駅南マークビル５階、前本店所在地福岡市博多区博多駅南４丁目４番17号
破産者　株式会社ブレイプ福岡
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３０号
北海道石狩郡当別町春日町91番地２
破産者　アストリ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３８３号
宮城県塩竈市港町１丁目４番１号
破産者　株式会社ＦＩＥＬＤＳ
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４８号
埼玉県八潮市大字浮塚215
破産者　有限会社峰紙工所
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７６号
静岡県沼津市戸田600番地の３
破産者　有限会社にいや
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４３１号
大阪市西区江之子島１丁目６番２号
破産者　株式会社建設日報社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８４号
岡山市北区奉還町４丁目18番24号
破産者　中西建設株式会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部